

(第3期) 第10回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

1 日時

令和元(2019)年7月18日(木) 午後1時30分から4時30分まで

2 会場

勤労者福祉センター 3-1 会議室

3 出席者

(1) 委員

荒牧重人会長、森本遼副会長、西森尚己委員、豊嶋さおり委員、一ノ瀬浩子委員、武田弘子委員、臼井和夫委員、岡田忠興委員、神津ゆかり委員、山口茂委員

(15名中10名の出席があり、過半数を満たすため、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第16条第2項に基づき、会議成立)

(2) 事務局

こども部長、こども育成課長、こども政策担当係長、児童担当係長、こども政策担当

(3) 関係課

人権・男女共生課、政策課、危機管理課、地域づくり課、スポーツ推進課、環境政策課、環境保全課、福祉計画課、医務課、健康づくり課、こども福祉課、保育課、都市政策課、交通安全・都市交通課、公園緑地課、住宅課、下水道課、学校教育課、学校指導課、生涯学習課、中央図書館

4 あいさつ

(1) こども部長あいさつ

前回の委員会で、これまでの5年間の推進計画の検証や、令和2年度から始まる「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の策定についてご審議いただきました。

本日は、委員の皆様のご意見を踏まえ、第2次推進計画の素案を作成いたしましたので、ご審議いただきたいと思います。

本日のご意見を踏まえ、次回の委員会で第2次推進計画案についてご審議いただき、その後、庁内での会議、議会を経て、パブリックコメントを実施してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ご承知のとおり、松本市は、県内で唯一子どもの権利条例を制定しており、キッズ&ユースデモクラシーを進めているところです。関係課と連携し、当事者意識をもって、条例の理念である「すべての子どもにやさしいまちづくり」を実現するため、委員の皆様には、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 会長あいさつ

今日はお忙しいなか、行政の皆さんにもお集まりいただきました。

ただいまの部長のあいさつにありましたとおり、今回と次回で第2次推進計画の素案をまとめ、パブリックコメントにける準備をしたいと考えております。

改めまして、前回の事業評価に加えて、まちづくり委員会の評価という部分でやり直しても

りました。行政の皆さんにとっては余分な仕事だったと思いますが、この委員会では、PDCAのマネジメントサイクルを超え、どういうことがあって条例や事業の進展があったのかを検証していきます。「評価」という言葉は、条例でも使っていません。「検証」とは、行政と建設的な対話をし、市民参加や子ども参加により、施策・事業が現場にどう届いているのか、条例ができたことによって、どういう効果や成果があったのかを確認した上で、課題を共有するようにしたいと思っており、ある意味、事業評価に対してチャレンジしているところがあります。PDCAの事業評価をすると、PDCAサイクルに合うプランしか立てないし、評価もそういう評価になります。しかし、この委員会は、企画の段階で市民や子どもが参加し、市民や子どもの意見が当初からどう変わったのかということも評価したいのです。

子どもの問題は1～2年で成果や効果が出るものではないところがたくさんあります。チャレンジingなことをともにやっていくと思っていただきたいと思います。この委員会では、行政と共に取り組んでいこうと考えていますので、委員会からの意見を、行政への批判とは受け止めないでいただきたいと思います。

委員の皆さんは背景に現場や子どもたちをもっていますので、その子たちの声や思いを背景にしながら、こういう施策に取り組むことですべての子どもにやさしい、すべての人にやさしいそういうまちづくりをしていこうと考えていますので、第2次推進計画において、子どもたちの思いや現実、行政が取り組んでいることを含めて、きれいな計画にならなくても良いと思っています。実現可能な計画にするために、ぜひとも委員のみなさんのみならず、行政の皆さんと共に、最終的には市民や子どもと共に、計画を作り、実行していくという決意を、委員はしていますので、改めて協力をお願いしたいと思います。

あと2回の委員会で、パブリックコメントにかけ、その意見を受けて改めて議論し、答申することになっていますので、宜しくご審議のほど、お願いいたします。

5 議事

(1) 第4期まつもと子ども未来委員会の活動報告について

《事務局 資料に基づいて報告》

【会長】

未来委員会の報告集は、各部署に配付していますか。

配付されていなければ、配付して読んでもらうと良いと思います。未来委員会の活動は、「地方自治と子ども施策『全国自治体シンポジウム』」のような、全国的なフォーラムで報告を受けても、際立って良い活動をしていると思います。ですので、行政に知ってもらうことは大切だと思います。

(3) 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果について

《事務局 資料に基づいて報告》

【会長】

こころの鈴に情報や相談が寄せられ、また、全国的にこうした問題が社会的な問題になる中で、教育委員会や学校関係者の協力を得て、こういう調査をしたというのは非常に重要なこと

です。本来、子どもの権利擁護委員は、調査に基づいて勧告や意見表明ができますが、あえてそれをせず、「擁護委員の意見」として促しをするというかたちになっています。少なくとも、このまま改善が見られなければもう一步進むことになると思いますが、関係の皆さんのところで、調査結果、擁護委員の意見を踏まえて、学校外のスポーツ・文化活動を推進していただければと思います。

ここまでの、まつもと子ども未来委員会の活動報告や、学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果は、第2次推進計画の中に、なんらかのかたちで反映させなければいけません。公的な第三者機関の意見を活かすことが必要だと思いますので、委員も行政も、どのように第2次推進計画に活かすのか、意識していただきたいと思います。

(4) 子どもにやさしいまちづくり推進計画の評価に対する主な意見について

《事務局 資料に基づいて説明》

【会長】

委員の皆さんの意見は全て記載されていますでしょうか。

この上で、第2次計画の素案が配付されています。現段階では、素案35頁の基本施策には具体的に記載されていません。これは、全体の枠組みや理念というものが明確にならないと、それをどう基本施策に盛り込んでいくかが明確になりません。具体的には、この項目立てで良いかということから、その上で第2次推進計画の策定にあたって、改めて1頁や2頁の位置づけで良いのかということです。

それから、第2章の3ページ目、子どもの現状や課題の認識の仕方、特に8頁の今日的課題については、これまでヒアリングや検証をした課題をまとめてあります。こうした実態把握や取り組み状況が良いのかどうかという問題があります。32頁の基本理念、基本目標についても、これで進めて良いかどうかについて議論をお願いします。

繰り返しになりますが、この基本理念や基本目標が確認された段階で、推進施策の整理をもう一度進め、素案を次回の会合に出してもらおうという段取りになります。

(5) 第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画（素案）について

《事務局 資料に基づいて、計画（素案）第1章、第2章の1まで説明》

【会長】

第1章について、こういう考え方で良いかどうかを確認した上で、第2章について、子どもの権利のアンケートや市民満足度調査、子どもへのヒアリング等を含めて課題を提示したと報告してもらいました。議論の進め方として、アンケートを含めて第2章全体を報告してもらってから検討した方が良いと思うので、もう少し先まで説明をお願いできますか。

皆さんは、説明を聞きながら考えていただきたいと思います。例えば、第2章の現状と課題について、他は、現状や市の取り組み、課題について記述されていますが、今日的課題については、課題が明確になっておらず、現状と松本市の取り組みが書かれています。その点がどうかという部分を意識して検討してください。

また、子どもの権利のアンケートの結果は既に検討した部分ですが、計画に取り上げている

項目がこれで良いかを念頭に置きながら聞いていただきたいと思います。市民満足度調査も、この項目を根拠にして良いのかを是非検討してください。

それから、子どもへのヒアリングの結果については、この委員会でも整理しています。問題は、子どもたちの意見を第2次推進計画の中になんらかのかたちで活かしていくことです。どんなかたちで活かしたのか、活かせなかったところは、どうして活かせなかったのかというコミュニケーションをとらなければ、子どもの意見表明参加にはなりません。

それではもう少し先まで、説明をお願いします。

《事務局 資料に基づいて計画（素案）第2章の2を説明》

【会長】

第1章と第2章の内容を検討した上で、第3章の理念や方向性に話を移していきたいと思います。

忙しい中、関係課に時間を割いてもらった最大の理由は、今日の議論について、この推進計画を、更に施策、事業に落とし込むときの参考にしてもらいたいからです。この計画は、こども育成課が独自に作っている訳ではなく、この委員会の議論を踏まえて案を提出しているわけです。

もう1つの大きな目的は、第2章の松本市の取組みについて、この内容で良いのか、確認してもらうことです。委員会が、取組みとして確認していること以上に、更に取り組んでいることがあれば、発言してもらって一向に構いませんので、お願いします。

第2次計画について、基本的な理念や施策の方向は変えないとしても、少なくとも第1次から第2次で継承、発展していることを、行政に対しても市民に対しても、見えるかたちにしていきたいことは申しあげておきます。

それでは、第1章の部分でご意見はありますでしょうか、

「策定の趣旨」のところで、「第1次推進計画を（中略）一部見直し」とありますが、「一部」は削除していただくと思いますし、また、「PDCAに基づく事業評価に加え」とありますが、「加え」を「留まらず」に変えていくことになると思います。改めて皆さんの意見を聞き、パブリックコメントを受けた後でも、修正はできます。

今日的な課題でもある、いじめの問題は、ずっと課題であり続けましたと思いますし、子どもの貧困問題は、10年くらいの問題ですが、第1次の計画でも念頭にあったと思います。

「令和2年度」という記述ですが、元号だけで分かりますでしょうか。行政の文書としてどうするかはともかくとして、委員会の作成する答申案は西暦と併記というかたちにしておいた方が、市民にとっては分かりやすいと思いますがいかがでしょうか。

問題は、第2章です。2章の、現状と取組み状況で、特にこの5年間で進展した部分が抜け落ちているところ、十分に強調できていないところがあれば、ご意見いただきたいと思います。課題については、抽象的に書かれているところがあるので、もう少し具体的にしてほしいというところがあるかもしれません。繰り返しになりますが、今日的な課題においては、ヒアリングをしたり、子どもたちとの対話をしたりした部分が反映されているのかどうか、合わせて検討していただければと思います。

それから、記載されている子どもの権利のアンケート結果、市民満足度調査の結果がこの項

目で良いかどうかです。市民満足度調査の結果は、率直に言うと分からない部分もあったので、これで良いのか、もっと簡潔に取り上げる方が良いのかです。

子どもに対するアンケートや満足度調査、ヒアリングは、現状や取組み、課題を明確にするためにあるので、ここでその全てを書くということではありません。現状や取組みや課題は、そのためにあるのではなく、第2次推進計画の施策やその具体的な事業の中にそういうことが入らなければ、別個になるので、その辺を踏まえて率直にご意見いただければ。

【委員】

施策の方向1の課題について、「出産年齢の女性が安心して子供を産み育てられる地域環境」となっていますが、この施策全体の課題としては不十分に思えますので、もう少し具体的な課題があれば記載した方が良いと思います。

今日的課題のうち、虐待について、松本児童相談所管内の相談件数が示されており、なかでも松本市分の割合も示されていますが、虐待事案は、児童相談所だけでなく、松本市でも対応しており、児童相談所だけが、松本市の虐待対応をしているわけではありません。互いに重ね合わせているところもあれば、それぞれで対応しているところもあるので、児童相談所の数字だけでなく、松本市の数字も示した方が良いと思うので、ご検討ください。

【会長】

今日的な課題の部分について、更にこういう課題があるとか、ここを評価して良いのではないか、というところがもしあれば教えていただけますか。

【委員】

虐待については、松本市でも取り組んでいただいているので、すぐに何かここを言えるところはないのですが、松本市で取り組んでいる実情を入れた方が良いと思います。現在の内容だと、児童相談所だけが取り組んでいるように見えてしまうので、松本市でも取り組んでいる、その実態を入れた方が良いと思います。

【会長】

基本的には、何か新たな取組みを求めると言うより、今の取組みを更に進展させるのが重要な課題と考えて良いということですね。

【委員】

不登校についてのところですが、学校復帰の実現のための活動を書かれていますが、全国的に言われているとおり、普通教育機会確保法で言うと学校外での多様な学びについても考えていかなければいけないと思いますので、それを入れられればと思います。

また、いじめの定義が、児童生徒に対して、他の児童生徒が行うものというのがありますが、大人から理不尽なことを言われる等がいじめになるのかどうか、それがもし、いじめに含まれるなら、その点も含めた方が良いと思いました。

【会長】

先程の施策の方向1の課題の部分は、ご指摘のとおり、松本市が「産めよ増やせよ」の施策をとっていると取られてしまうと、現状に即さないで、ここの表現を含めて検討します。

虐待については、松本市が児童相談所以外のところでも対応していること記載した方が良いというのはそのとおりだと思います。

それから、ただ今の、不登校、いじめの件で、関係課から何か回答はありますか。

【学校指導課】

教員からのものは、やはり「いじめ」には当てはまらず、虐待や体罰ということになってくると思います。不登校については、フリースクールや学習塾で多様な学びを提供してくれているというのがありますが、これをどう加えていくか、難しい部分があり、ここですぐには答えが出ません。

【会長】

事務局とよく相談してもらいたいと思います。普通教育機会確保法で言えば、学校復帰だけではない問題がありますので、それに松本市も取り組んでいるというところがないと、普通教育機会確保法ができた意味を理解していない施策を進めているように見えてしまいます。この表現については事務局と相談していただければと思います。

いじめの部分は、ただ今のご回答のとおりで良いと思います。教師からの、いわゆる不適切な指導は、やはり「いじめ」とイコールにせず、教師の指導のあり方として問題にする方が良いと思います。改めて今後記述するかどうかという問題はあろうかと思います。

【委員】

貧困についてのところですが、「経済的な問題のみならず(以下略)」という記述があります。学校の児童は減っているのに、児童センターの登録児童数は増えています。こうした状況から見ても、児童センターが悪い環境とは捉えていませんが、長期休みであっても、子どもによっては11時間児童センターで暮らしています。例えば、夏休みが長くなったから親と出かけようという話が出る中で、そうした子はずっとセンターにいます。それを見ていて、それで良いのかな、これが貧困かなとも思ってしまう。

松本市は、親の就労支援のために、手厚く保育園や児童センターを充実させてきていますが、それで良いのだろうかと考えてしまいます。親からのニーズがあるからと言って、それを整えることが、子どもにとって本当に幸せなのかなというのを感じていました。

【副会長】

先程、体罰の話がありました。これについても法制化して動いているところではありますが、今回子どもの権利擁護委員がアンケートを実施していますので、この結果を出さない手はないと思います。ここに入れていくかはともかく、推進計画の中に盛り込んで、体罰を防止するという取組みが出来れば良いのではないかと思います。

また、施策の方向1の課題について「出産年齢の女性が」という記述や、施策の方向7の課題について「母子愛着」という記述があります。これらの表現は、子どもは親が育てていくと

いう意味だとは思いますが、まるで、子どもは母親が育てるものだとも見受けられるので直した方が良いと思います。

【会長】

子どもは母親が育てる者だという意識で書かれているように見えるのは、松本市の本心とも違いますので、その辺の表現もありましたら、指摘をお願いします。

【委員】

これまでの意見のとおりですが、施策の方向1が「子どもの命と健康を守り大切にする環境づくり」となっており、子どもが主体です。特に、小さな子どもは、声を発することが出来ないで、それをくみ取っていただく必要があります。全体とおして見たとき、食、健康、保育園との連携等、この5年間で力を入れたことが書かれていると思います。この他には、「様々な施策を展開しています」とありますが、子どもの命を守る施策として、乳幼児検診やこんにちは赤ちゃん事業等、行政にとっては当たり前になっている事業こそが、子どもの命を守る重要な施策だと思います。きめ細やかに続けていくという意味を示すためにも、「様々な施策」の記載に留めず、その上で、課題があれば含めていくべきだと思います。

子どもをめぐる環境は、国の施策が大きく影響していると思わざるを得ませんが、国の方針は、「預けよ、働け、相談窓口があれば良い」という印象を受けます。しかし、今回示された松本市の計画の素案には、「親子がしっかりと向き合い」という記述があり、「自己肯定感が向上していくような（中略）事業展開」とまで記載があり、感激しました。日頃、母親の皆さんと話をしていると、子どもを預けて働かなければならない社会風潮が強くあると感じ、中には、「3歳まで自分の子どもと一緒にいてあげたいけど、だめでしょうか」とまで言う方がいる現状があります。待機児童の関係もあり、早くに子どもを預けないと希望の保育園に預けられない、自分が職を探しても3歳未満の子を預けなければならないという悩みを抱えている様子を見ると、違うのではないかなと感じます。子育てや子どもの育ちの選択ができ、自分で子どものことを見てあげたい人たちも、自信をもって子育てに向き合えるよう、市の後押しがあれば良いと思っています。

【会長】

健康寿命延伸都市という言葉を全国に先駆けてつくり出し、実践してきた、先頭に立っている松本市ですので、一点目については、取組みのなかで強調して良いのではないかと思います。

二点目については、先程児童センターの登録児童の話もありましたが、決して「親がしっかりせよ」という話ではなく、最終的に子どもの最善の利益という、今の国際社会のキーワードを実現するためにはどうしたら良いのか、それを考えずに、ただ預けているという現状に対して警鐘を鳴らしているわけです。子どもを預けざるを得ない親を責めている訳ではなく、本当にそれが子どもの最善の利益になっているのか、ということです。松本市は、子育てのみならず子どもの育ちを、まち全体で支えるための条例を作ったので、その趣旨を踏まえて、取り組んでいる施策をもっと強調した方が良いということです。行政の方で更に記載した方が良い取組みがありましたら、発言いただきたいと思いますし、この場での発言が難しければ、事務局に意見を寄せてほしいと思います。

【委員】

今日的課題のうち、外国にルーツを持つ子どものことについて、タイトルでは「外国にルーツを持つ」となっているのに対し、本文では「外国由来」になっています。前者の方が一般的ですので、再度ご検討いただければと思います。

また、松本市の取組みに、市民との協働での支援が書いてありますが、この他に長野県行政書士会も松本市と協力して、支援をしています。4年前から外国人の住民の皆さん向けに在留資格等についての相談会をしていますので、ここに記載することもご検討いただきたいと思います。

2点目として、施策の方向3の現状として、子どもの権利のアンケート結果による自己肯定感との相関が示されています。自己肯定感が高い子は大人に相談するといった記載がありますが、私の感覚からすると、自己肯定感と必ずしも相関関係はなく、子どもたちの中には、大人には相談せずに自分で解決しようとする思考を持っている子どももいるのではないかと思います。子どもへのヒアリング結果の項目にも、親に相談すると心配し過ぎてしまう、自分が相談したいことを整理するために手紙で相談したい等の記載があります。自分で相談したいことを整理しようとしていることから、既に自分の中で解決しようとする思考が出ているので、この相関結果については納得できないところがあります。

【会長】

ただ今の自己肯定感の相関については、載せるか載せないかの問題になってくると思います。アンケート結果に基づくものであれば、結果としては、そのとおりなので、ここを強調するかどうかという問題ですが、どうでしょうか。

【事務局】

アンケート結果については、統計的に優位な差が出たということが言えます。確かに、色々な性格の子がいますが、それは全てに言えることであって、これについては、統計的に見るとそういう傾向があると言えるものとして示してあります。勿論、全ての結果をここに記載しているわけではないので、ここから記述を消すことはできます。

【会長】

自己肯定感との相関がみられた結果は、他の自治体の調査でもよく出てくる結果です。ここでの選択は、文章の中に載せるか載せないかであって、説明すると長くなってしまいます。この問題は、すぐに今日結論を出すというより、こういう指摘があったことを踏まえて検討することにしても良いと思います。

【委員】

障害がある子どもについて意見を述べます。全体をとおして、そういう子どもが増えている傾向にあるとなっているので、是非次の計画ではもう一步踏み込んで、子どもたちの最大の利益のために施策の方向を示していただきたいと思います。松本市には、ろう学校、盲学校、養護学校があります。自己肯定感が高い子も低い子もいます。どの子も「生きていて良いんだ」

という自己肯定感を高めるために、お金に関わる問題かもしれませんが、子どもの自己肯定感を高めていただいて、今までよりも更に「みんなのことを見ているよ」というものにしていただきたいと思います。

【委員】

今の関連ですが、発達障害が障害のカテゴリの中に入っていますが、障害という言い方が適切ではなく、個性であると最近言われるようになっていきます。障害に入っていることに違和感があるのですが、いかがでしょうか。

【会長】

市としては、基本的に、発達障害の部分をこのように、国の施策に従っていると思います。この委員会で発達障害をどのように捉えるかを十分に議論できていけませんので、意見を述べるのは難しいですね。ご意見がある人はいますか。

発達障害をどのように位置づけるかという提起なので、行政に聞いても回答は厳しいと思います。

【委員】

障害があるという意味では、発達障害についてもここに入って良いのではないかと思います。発達障害の子どもたちを、特別支援学校や学級に、分けてしまうことが本当に良いのかどうかはこれから考えていかなければならないと思います。インクルーシブ教育に向け、国では、特別支援学級をなくす流れがあるとも聞きましたが、そうなった場合に、学校現場や地域でできることを本当に考えていかなければならないと思います。「世の中作り」の話になってしましますが、身体的な障害がある子たちでも、発達障害の子たちでも、小さいころから全て一緒にやっていける世の中にするという意味でも、障害のカテゴリに含まれていても良いと思います。

【会長】

再三申しあげており、今日的課題に対する課題は、基本的にはない状態です。今提起くださったように、障害がある子どもの問題は、少なくとも、障害がある人の権利条約に基づいた国内法の整備のなかで、インクルージョンの方向と合理的な配慮をする方向があるということは、松本市でも進めていることだと思います。それを含めて、更にどうするかという課題があまり出ていません。松本市が力を入れている部分と課題の部分が明確になるように、委員の皆さんもご意見をいただくということにしたいと思いますが、他にありますか。

【委員】

今日的課題に対する課題が見えてきません。多くの取組みがなされるようになったとお見受けしますが、現状に対する課題が示されないと、現状に対してどう取り組んでいくのかが見えなかったと思います。障害者差別解消法もしかりですが、項目ごとに課題を示すのかどうかは別にして、今日的課題に対する課題と考え方がまとまっても良いので示されるべきだと思います。今の議論を聞いていると、子どもも含めて、市民の多様性の理解のための学びの保障がとても大事になってくると思っていて、市としてそれに向けてどのような取組みをしていく

のか是非示されたいと思います。

【会長】

一つ一つでなくても良いと思うので、最後のところでこの課題解決に向けてという事でまとめて良いと思います。忘れないうちに言っておきますが、子どもの権利に関するアンケートのところで、子どもの傷つき体験の問題の記載がありません。条例の認知度や子どもの参加の度合いはある程度出ていますが、傷つき体験のところもアンケートを行いましたので、付け加えるようにした方が良いと思います。アンケート結果の全ては、報告書がありますので、ここでは、あくまで現状や課題を強調するための項目で良いと思います。

【委員】

学校関係では、共生は常にキーワードになっています。先程のお話にあった障害のある子どもや、虐待や不登校の子どもとの関わりの中で、市では今年からスクールソーシャルワーカーをつけてくれており、ありがたいです。今後、多様性が進むことがメインになってくるとすると、お金がかかることだと思います。どんなところにお金をかけるのかということになりますが、学校としてはニーズが高いので、そういったことを書いていただき、支援していただけるならありがたいと思います。

【会長】

第2次計画の中で、どういう方向をどう打ち出すのかによると思います。市の人・もの・お金は限界があるので、それをどう配分するかについて計画が分析しているところがあると思うので、具体的な施策や事業のところにより明確にしていくことが求められます。

第3章について事務局から説明をお願いします。

《事務局 資料に基づいて説明》

【会長】

冒頭に申しあげましたとおり、第1次計画から第2次計画に継承、発展するということで、基本理念や基本目標は変更しなくて良いのではないかというご意見ですが、この点はいかがですか。

【委員】

基本目標6の「子どもが様々なことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち」の「再挑戦」という言葉が良いなと思うのですが、どうすれば良いのかが悩み所です。どの部分が再挑戦の施策にあたるのかなと考えています。これを残すとすれば、「再挑戦」を1つの施策の方向にしても良いのかなと思っています。

【会長】

条例の前文を基本目標にしていますが、少なくとも条例を策定したときには、基本目標6の「再挑戦」のまちづくりは、基本目標1～6と関連すると考えています。つまり、この項目だ

けが独立しているわけではなく、1～5の目標が達成されなければ、再挑戦はできないという考え方です。もう少し6の目標を説明する、この目標たちがどう関連しているのかというところがあっても良いと思っています。更に、独自に再挑戦という部分があると思いますので、現実には、第1次では、施策の方向7のところ、貧困対策等の項目になっていると思います。これで良いのかということも含めて提起されたと思います。第1次でもそうですが、推進施策は重なるところがどうしても出てきます。それは一向に構わないと思っています。

ひとつの考え方として、基本目標や条例に基づくまちづくりを基本に置くと、1～6の基本目標になるという話です。他の自治体の推進施策を見ると、計画の視点や内容は違ってきます。松本市の場合は、この基本理念や基本目標は継承して良いのではないかというご意見ですが、いかがですか。

いくつか出ているように、たとえば切れ目のない継続的な支援、条例にある総合的な支援等、第2次計画の特徴として、若者期を見通した子ども期の施策を置くことです。子ども・若者課や、子ども・若者総合計画を作る自治体が少しずつ増えていますが、子ども期と若者期を単につなぐのではなく、若者期を見通して、子ども期は固有の施策が必要です。そういう意味でつかわれている部分があります。若者期を見通した支援、すべての子どもにやさしいまちづくりというところで、まち全体で子どもの育ちを支える部分を強調するとか、この間強調した部分をこの中に入れるという考え方はあると思いますが、いかがですか。

基本理念と基本目標はこれでいいということにするか、条例で家庭や学校、育ち学ぶ施設、地域に対する支援を強調していますので、基本目標に加えて、基本的な方向性の施策の方向を7つから8つにするという手もあります。

1次計画と2次計画で変わらないと思われると、この5年間何を検証してきたのかということになってしまうので、少し継承しながら、進展させていく点をどこに置いているのかを書いても良いと思います。子どもをめぐる今日的な課題に対し、1つにまとめて施策の方向にするのも1つの手です。条例では、「子ども」の権利だけが実現することではなく、親や保育士、教職員等、子どもに関わる人達の権利が実現しなければ、「子どもの権利」が実現しないということを強調しています。ですから、家庭や育ち学ぶ施設、地域への支援を含んでいるのです。それを施策の方向性として入れて、施策の方向7つの関連する項目を合わせるという手もあります。

【委員】

今も冒頭から基本理念や目標の議論から始まっていますが、5年後どこに到達したいのかというところを、委員の希望だけでなく、市としての考えを示すと、それに向けて施策の方向が見えてくると思います。

周知のための仕組み、計画というのも必ず必要で、2次計画にあたっては、それぞれが場当たりに周知していく段階ではないと思います。赤ちゃん、お母さん、乳幼児期、幼児期、小学校、中学校、高校、そこを卒業した人、地域の大人たち、皆に周知できるような計画が必要だと思います。そのために何をしたら良いかだと思います。居場所づくりが進んでいますが、食をともなわずとも、気軽に立ち寄れる居場所が増えれば良いと思っています。居場所や地域が再挑戦の場になると思いますし、地域の居場所だけでなく、不登校いじめを受けた子の居場所等色々な居場所あり、地域が居場所になれば、再挑戦も見えてくると思います。

民間との連携活用も第1次計画のころから示されているものの、進まないで、5年後に向

けて何らかの方向が示され、それについて議論されると良いと思います。

【会長】

市として5年後にどうしたら良いかという件は、当然委員会として5年間かけて、子どもの現状や課題に向けて、条例をどのように実施していくかを大前提に、我々は第2次計画を答申します。そのために、これまで、検証をしたり、子どもにヒアリングをしたりしたので、改めて、5年間でどうするかを踏まえながら、素案をさらに活かしていこうということで受け止めようと思います。

周知の部分は、子どもの権利がありますというだけでなく、仕組みを考えなければいけないのではないかと、居場所については、位置づけの問題と、居場所をどのように増やしていくかを考えなければいけません。特に、先程言った、若者期の人達が就労を考えずにいる居場所作することは、いくつかの自治体が検討しており、現に取り組まれています。そういうのを松本市が更に、進めて行くのか、教育委員会でも取り組んでいることがあると思うので、それを推進施策の中で打ち出すのかどうかという問題は委員の意見を聞いたうえで、次回、推進施策の議論を進める中で具体的に打ち出していきたいと思います。

【委員】

子どもの居場所づくりについてですが、アンケート結果では、子どもの居場所の現状として、家にいるのが一番ホッとできるという結果が出ています。市としては家庭の中に入りこめないで、家庭以外で安心・安全な子どもの居場所に目が行くのだと思いますが、もっと家庭の中に子どもが安心していられるような環境づくりを考えていただくことはできないでしょうか。虐待の問題はあると思いますが、多くの子どもが、家庭の中が心地良いと言っているのに、外に居場所を作ることに違和感があります。確かに、最近のこうしたスペースは、居心地が良い場所ができていますので、そうした場所を作るのは良いことだと思いますが、家庭の中でより居心地が良くなれるようなことにも目を向けていただければと思います。

【委員】

議論のなかでキーワードが出てきていると思います。再挑戦、多様性、居場所、子どもの意見、これらを認識して第2次計画を立てなければと思います。

【会長】

基本理念や目標はこのままで良いでしょうか。

【委員】

基本理念や目標は議論に時間がかかりそうでしたので、第2次計画は、こういう思いで作りました、というものを付け加えたいと思っています。

【会長】

計画策定の趣旨のところに今のような具体的なことを入れるということで良いですか。

【委員】

そこに入ると良いと思っています。

【会長】

基本理念や目標の項目としてはこれで良いとすれば、同じ表現を使いながらも強調する点を入れるべきだという案もあります。他に、基本目標は、基本的に条例を元につくられるので、それに加えて7つ目を加えていくのか、それとも施策の方向7の支援者支援を強調して、家庭や学校、子どもに関わる人の支援をより強調する案もある等、私としては様々な話をしている状況です。皆さんはどう考えるかです。ある程度この方向性が出ないと、事務局に対して、注文が出せない部分がありますが、いかがでしょうか。

【委員】

お話を単純化すると、再挑戦のための環境づくりを施策の方向7から外して分け、支援者への支援と子ども支援とを分けるという考え方でしょうか。

【会長】

例えばの話で言えば、そうです。

ただ、施策の方向性を8つにするということは、あくまで例えばの話です。現在の方向性で良いのなら、表現をある程度変更する部分はあるかもしれませんが、このままで進めていくという選択肢か、施策の方向性を組み替えるのかどうかということをお話ししています。

【委員】

「再挑戦できるまち」とありますが、細かい分析をすると、子どもがやりたいと言ったことに親がストップをかけないこと、子ども自身が失敗しても立ち直れるように心を強くすること、再チャレンジできるシステムを社会システムとしてつくる等、色々あります。抽象的な文言で、「再挑戦できるまち」とするののもひとつの考え方ですが、具体的に分析して、そこをしっかりと打ち出すという方向もあると思います。

【会長】

基本的には、基本理念、基本目標、施策の方向を決めないと次に進まないのですが、いかがでしょうか。

【こども部長】

事務局からの意見、お願いになります。基本理念、基本目標については、会長のお話にもあったように、条例からの文章ですので、条例にある以上、5年後のまちの姿については基本目標のとおりでお願いしたいと思います。

また、先程からのご意見をお聞きしていると、支援者への支援、再挑戦という方向が上手く出ていないところがあるので、施策の方向を7つから8つにするのか、別の施策の中に溶け込ませるのか、そのあたりを議論していただけたらと思います。

【会長】

今回はある程度、皆さんの意見をふまえて、具体的な推進施策を提示することになりますが、いかがでしょうか。

【委員】

支援者への支援というのは、松本らしさだと思いますので、大きく取り出すのは良いと思います。

【会長】

今までの話を総合すると、基本理念と基本目標の表現は少し変えるとしても、基本的にはこのままとして、施策の7つの方向を8つに改革していくという案で、次の会議に臨んで良いでしょうか。

そうすると、家庭の支援や、保育士、教職員等子どもの育ちや学びに関わる人たちの支援施策が、第1次計画の際の項目から移していくことや、「再挑戦」の意味合いと基本目標の中の関連性のようなものをどこかで説明するということになりますが、よろしいでしょうか。

《会場 同意》

【会長】

それでは、そういう方向でいきましょう。

第5章については、この委員会で「検証」としている部分、行政との建設的対話、市民参加や子ども参加を通じて、松本市全体で子どもの育ち、子育てを支援するあり方について、更に具体的に記述をするということになります。

今回は、第4章の推進施策を主に検討します。先程検討した、第2章の子どもをめぐる現状、市の取り組みや課題については、委員や行政各課から、早い時期に、事務局に意見を提示してください。

【事務局】

もう一点お諮りしますが、素案に、参考資料として子どもの現状に関わるデータが最後に掲載してあります。このまま、別個にしておくか、第2章の対応する項目ごとにデータとして表等を載せた方が良いのか、ご意見をいただければと思います。

【会長】

第1次推進計画では、素案のように資料として後の方に掲載されています。関連するところに載せてくことで、煩雑になるかもしれませんが、そちらの方が見やすく、現状が把握しやすいのではという提起ですが、いかがでしょうか。

《会場 同意》

【会長】

それでは、関連資料も第2章の対応する項目に載せていくということで進めていただきたいと思います。